岩手県自殺対策推進センター

弁護士・吉江先生に 単独インタビューII

ニュースレター

No.97 2022.3.1

発行:岩手県精神保健福祉センター・岩手県自殺対策推進センター



このニュースレターは、県内に拡がりつつある自殺対策支援の輪を強化するため、地域の自殺対策のノウハウに関する情報を発信していきます。

二ュ一ス 3月は岩手県自殺対策強化月間です

岩手県では3月1日から3月31日までの1ヶ月間を「岩手県自殺対策強化月間」としています。令和3年度は、一人でも多くの自殺を防ぐため、県民とともに自殺予防に取り組む社会づくりに向けて、「みんなでつなごう いのちとこころの絆」をキャッチフレーズに、各市町村や関係機関・団体と一体となって集中的に啓発事業や各種相談支援等に取り組みます。

令和4年2月10日に厚生労働省から発表された「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」によると、全国の令和4年1月の自殺者数は1,569人(速報値)で、対前年比186人(約10.6%)減になりました。岩手県の令和4年1月の自殺者数は15人(速報値)で、対前年比3人(約25.0%)増になりました。

また、本県の年間自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は、平成 10 年に急増して以降、平成 15 年に最多の 37.8 となりましたが、これまでの取組により、令和 3 年の警察庁速報値では、200 人を下回り、自殺死亡率も全国平均を下回りました。減少率も全国一位となりました。コロナ禍が長期化しており、これからが自殺対策の正念場とも言えます。粘り強く取り組んでいきましょう。

	令和3年1月(暫定値)		令和4年1月(速報値)		自殺者数対前年比	
	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数	増減率 (%)
全国	1, 755	1.4	1, 569	1. 2	△186	△10.6
岩手	12	1. 0	15	1. 2	3	25. 0

発表されたデータはこちらのページ から参照できます。

厚生労働省〉~自殺対策〉~〉自殺 の統計:最新の状況

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisak unitsuite/bunya/hukushi_kaigo/sh ougaishahukushi/jisatsu/jisatsu_ new.html/

インフォメーション

◆若者自殺対策フォーラム (WEB 配信)

埼玉県立精神保健福祉センター主催で「令和3年度若者自殺対策フォーラム」が開催されます。若者の自殺やひきこもりの背景、生きづらさを抱えている若者との関わり方について考えていきます。

配信:埼玉県公式 YouTube「限定公開セミナー動画チャンネル」による限定公開 (オンデマンド配信)

期間:令和4年3月1日(火)~令和4年3月21日(月)まで

内容:第一部「若者の生き方、あなたにはどう見えていますか?

~自殺やひきこもりの背景、今からできることを考える~」

第二部「生きづらさを抱える若者との関わり・つながりについて考える」

◆自死遺族支援弁護団による 12 時間無料相談が開催されます!

大切な人を自死(自殺)で亡くされた方へ

あなたの法的な悩みを、弁護士に相談してみませんか?

令和4年3月12日(土)昼12時~翌日13日(日)昼12時までの一日限りの開催です。





特別企画「コロナ禍における貧困問題、経済支援」吉江先生にインタビュー

今回は、自殺者の現状とコロナ禍における貧困問題、経済支援について、弁護士として活動されている 吉江先生に単独インタビューを行いました。

吉江 暢洋(よしえ のぶひろ)

[川上·吉江法律事務所 弁護士]

(経歴)

東京都出身

平成 12 年専修大学法学部を卒業後、平成 15 年岩手弁護士会登録。 令和元年度岩手弁護士会会長、日本弁護士連合会理事に就任。



主な所属委員会:消費者委員会、刑事弁護委員会(委員長)、子どもの権利委員会、災害対策委員会 (委員長)、二五・一三委員会、民事弁護委員会、法教育委員会、両性の平等に関する委員会、ADR 委員会、高齢者・障がい者支援センター委員会(前委員長、現副委員長)、東日本大震災災害対策本部(副本部長)、平成28年台風10号災害災害対策本部(副本部長)。

外部委員等では、平成 27 年から NPO 法人フードバンクいわて理事、平成 28 年から NPO 法人インクル岩手理事、令和 2 年から岩手県精神医療審査会委員を勤める。

Q. コロナ禍が長期化していますが、今後、生活困窮や経済支援が必要な住民や企業等が増加する可能性について教えてください。

これは間違いなく増えると思います。コロナの影響で、飲食店や企業の規模が縮小していく中で、仕事を失う方が非常に増えています。岩手県の現状ももちろんですけれど、全国的に中高年者の再就職先がない状況が続いていると思います。求人数と求職者数を比べると 1. 何倍で、有効求人倍率だけを見ると、仕事が十分にあるように見えます。しかし、実際に仕事を求めているのは、ある程度退職に近くなったり、或いは一旦退職して再就職を求めていたりする方々である一方、ある求人は肉体労働や長時間の工場勤務など、実はマッチしていません。そのため、現実に仕事を探そうと思うと、自分ができるような仕事がない状況が続いています。このような状況にコロナが重なり、今度は若年層も含めて、仕事がないという方が大幅に増えており、仕事そのものが増えないと、ますます仕事がないという方が増え、悪循環になっていくと思います。

借金の現状は、貸金業法の改正による、総量規制などによって、消費者金融の貸付額は減少しています。 しかし、銀行の貸付は、裁量規制の対象外です。そのため、銀行から借りて、後々返せなくなり、消費者金融が代位弁済して、債権回収会社などから返済を求められることがあるので、貸付そのものは減っているかもしれませんが、このような形で簡単に借りて返せなくなるというケースは、減っていないと思います。なお、この3年くらいの破産件数は、急激に増えている状況にありません。

今は社会福祉協議会(以下、社協)の貸付がとても多い状況です。全国で 1 兆円くらいになると思います。社協から借りやすくなっているので、今はそれを借りてなんとかやっている方も多いと思います。特にお金を借りているのは、片親世帯が多い印象です。社協では、本来、貸付をする際には生活の見直しや自立に向けた相談を含めた対応が求められますが、国の政策は「とにかく貸付なさい」なので、社協の現場の方々はジレンマがあると思います。相談件数は、昨年度 1 年分が今年度はひと月分という状況で、これまでにない貸付が行われている中で、据え置き期間が終わって返済が始まっていくと、返済できないという方も増え

てくると思います。免除の基準は示されているので、返済期間に入ったところで、住民税の非課税世帯であれば免除されると思いますが、多くの方は返済しなければなりません。

<インタビューの様子>



(↑ 吉江暢洋先生)

(↑ 精神保健福祉センター職員)

Q. 現在、コロナ禍が影響して、どのような相談が増えていますか?

家族関係の相談は、一時期よりは多い気がします。これまでなんとなく上手くやってきたところが、コロナによって自宅にみんながいる時間が増えたことで関係性が悪くなるというケースが増えている印象があります。例えば、元々DV などの問題を抱えている世帯では、仕事に行っている間は安全だったが、その仕事がなくなり家にいることで、ずっと危険にさらされる状態になり、どうしようもなくなって逃げてきたなどという例です。コロナ禍で仕事がなくなり生活保護になったという話や、飲酒が増えて、夫婦関係が悪くなったという話も多くきかれます。

コロナ禍で、リアルな繋がりが取りにくくなっていて、どこかに人の繋がりを求めていくと、ネットでの繋がりにならざるを得なくなり、その繋がりを維持するためにお金がかかっても続けてしまうという問題も増えているように思います。元々、そのような問題が潜在化していたものが、コロナ禍により顕在化し、かつ、増えているのだと考えています。

Q. 生活資金貸付制度の利用の増加や企業の経済融資がされている中で、今後、返済に苦しむ当事者や経営者が増えるのではと予想されるが、その見通しはいかがでしょうか?

一つの統計的な考え方として、何か社会的な危機があるときは、自殺が減る傾向があります。それは何らかの共通の敵という意識だったり、「みんな大変だから、私も頑張ろう」と、正常化のバイアスがすごく強くなったり、その中で保っている部分があると思います。しかし、危機が長引くと、今までその危機の中で抑えられていたことが、抑えきれなくなることがあると思います。これから、「大変な時期に借りてきたものを返さなきゃいけない」、「今まで何とか蓄えてやってきたものが尽きる」等、時間をかけて破綻に向かっていくことが予想されます。そのため、これから本当に返済に困る方や、これ以上借りることができない方が続出すると思います。企業においても、補助金など少ないながらも利用できていたものがなくなると、継続困難となることが考えられ、大変厳しくなっていくと思います。

今回のコロナ禍における問題は、初めて生まれてきた問題というよりは、今まで社会の中にあった問題が、コロナよって顕在化したものだと思います。目に見えるようになって、その問題をどうにかしないといけないがどうにもできないので、とりあえず一時的な支援をして、なんとか先延ばしにしてきた問題が、コロナ禍により浮き彫りになったといえます。

Q. 岩手県は自殺死亡率が高く推移している県であり、県民が一体となって自殺対策に取り組んできたが、 今後、さらに必要とされる取組はありますか?

これまで自殺対策に取組んできたことが、減少につながっていると思います。一番はそれを継続していくことだと思います。今以上に支援者同士の繋がりを増やし、一つの問題について、様々な分野の方が協力できるような体制を強化していくことが大事だと思います。弁護士は、自殺対策に関わることに不安があります。弁護士が自殺の問題に関わる部分は、労働問題や借金問題などがあると思います。自殺の原因の一つになりうるところについて、関わって努力することはできるけれど、その方の心理的なケアについては、難しいので、弁護士が単体で、自殺対策はできません。自殺対策週間や月間に、弁護士会で、電話相談会を実施しますが、その時に自殺対策を全面的に打ち出せないので、暮らしと心の相談会という形で行っています。私たちは自殺対策の輪の中に法律の専門家としてどのようにして入っていくか、今すでにあるネットワークの中に、さらにどのような方が必要なのかを考えて、輪を広げていくことかが大事だと思います。一般の方へ、ゲートキーパーを広げることも必要だと思います。例えば、学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応している中で、その家庭に何か問題がありそうだと情報を察知したときに、どのようにしてその家庭にアプローチして援助していくかは、今の状況だと、まだ一人で悩むしかないところがあると思います。そのようなときに、もっと気軽に仲間を増やせる環境づくりを進めていくことが必要だと思います。

Q. 岩手県の自殺対策に取り組んでいる支援者へのエールをお願いします。

今までの活動をさらに広げていくという視点で、必要に応じて、私たち弁護士にも声をかけて頂きたいです。岩手弁護士会の二五・一三委員会(憲法第25条と第13条を合わせた呼称)で自殺対策関係も対応しています。二五・一三委員会では、社会権をきちんと確保して、幸福追求権を実現することを目的としています。 ぜひ、私たちも一緒に取組んでいきたいと考えています。

Q. 最後に、支援者におすすめする一押しの書籍はありますか?

一つは、2008年に出版された「お金のために死なないで」という本です。この本の作者自身は、自死遺族であり、多重債務による経済苦を体験された、当事者の方が書いたエッセイです。貸金業法改正に向けた動きや、過払い金の動向など、様々な活動があった時期に、多重債務者の支援をしている方々の中で、多く読まれた一冊です。





もう一つは、「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」とい う本です。この本は、私の友人の弁護士が書いた本です。被災した

後に、考えるべきことや受けられる支援が簡単に書かれている本です。この本を通して、 「こういう支援があるんだ」と、何か希望を少しでも感じてもらえると思います。

お問合せ 岩手県精神保健福祉センター ☎ 019-629-9617 FAX 019-629-9603 平日 9 時~16 時 30 分(土日祝日、年末年始を除く)